

京都下労基だより

2023. 1 No.267



公益社団法人

京都労働基準協会 京都下支部



上賀茂神社（賀茂別雷神社）

迎春



2023 年 元 旦

公益社団法人

京都労働基準協会 京都下支部
役員一同

写真の募集について

毎年1月と8月に発行しています『京都下労基だより』の写真を募集しています。
是非、皆様のご応募をお待ちしています。

No.267号

目 次

新年のご挨拶

公益社団法人京都労働基準協会京都下支部 支部長 安井 幹也 2

京都下労働基準監督署 署 長 田中 淳史 3

新春特集『私の 2023 年』 4～7

(株)ヤマシナ、(株)砂崎製作所、レンゴー(株)新京都事業所、(株)きんでん京都支店、
宝ホールディングス(株)、銀鈴タクシー(株)、(株)中央倉庫、京都信用金庫

思いつくままに『両親に感謝』 8

京都中央信用金庫 人事部 人事厚生課 業務役 末藤 裕実

監督署からのお知らせ 9～20

労働災害統計（令和 4 年 11 月末速報）

新たな化学物質規制が導入されます

月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます〔2023 年 4 月 1 日から〕

京都府 最低賃金（知ってますか？自分の最低賃金）

Refresh! もっと自分らしい働き方休み方

歯科健診の結果報告がすべての事業場に義務化されます〔2022 年 10 月 1 日から〕

京都下労働基準監督署『各種セミナー』が開催されました

署・支部からのお知らせ 21～26

令和 4 年度『京都ゼロ災 3 か月運動』参加及び達成状況・達成事業場一覧

令和 4 年度『京都下地域安全衛生セミナー』を開催しました(達成証交付式同時開催)

令和 4 年度『産業医・衛生管理者等合同研修会』が開催されました

業種別部会研修会（座学）のご案内 27

化学紙印刷部会・建設部会〔2 部会合同〕

2023 年 2 月 3 日(金) 14:30～16:30 ※所属部会に関係なく参加できます

金属機械部会・電器部会／一般部会・商業部会〔4 部会合同〕

2023 年 2 月 10 日(金) 14:30～16:00 ※所属部会に関係なく参加できます

タクシー部会・運輸倉庫部会〔京都南支部事務局に於いて計画中〕

2023 年 3 月 3 日(金) PM 予定 ※京都上支部、京都南支部（共催）

支部ニュース 28～31

事業報告（京都労働基準協会本部 1 月～3 月の講習会ご案内を含む）

令和 5 年度講習日程

第 81 回『全国産業安全衛生大会 2022 in 福岡』

／第 58 回『京都府建設業労働災害防止大会』開催される

安全衛生教育用 DVD 貸出しリスト／申込書



公益社団法人 京都労働基準協会京都下支部

支部長 安井 幹也



新年あけましておめでとうございます。年頭にあたり、会員各社様ならびに京都下労働基準監督署の皆様方には、清々しい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年日本経済は、ウィズコロナの下で各種政策の効果もあり、緩やかに持ち直しつつありましたが、急激な円安やロシアのウクライナへの軍事侵攻に伴う資源・食料価格の高騰など企業収益や家計に影響を与えることが多い1年でありました。今年は、行動規制の緩和によるインバウンド需要の回復や内需主導での経済成長が期待されます。

さて、今年は「卯年」ですが、「卯」は十二支の第四番目で、動物では「兎」が当てられています。

兎というと、左京区にあります東天王岡崎神社は「うさぎの神社」とも言われています。岡崎神社は794年桓武天皇が平安京遷都に際し、都を護るため大極殿の真東（卯の方位）に建立した社で、方除厄除のご利益があるとされています。往時境内をはじめ地域一帯が野うさぎの生息地であり、古くから兎が氏神の使いと伝えられています。境内には「狛うさぎ」が配置されており、それぞれの頭をなでると縁結びや夫婦円満のご利益があるそうです。他にも「招きうさぎ」や「子授けうさぎ」等も配置されています。

また、兎は穏やかで温厚な性質であることから「家内安全」や、その跳躍する姿から「飛

躍」「向上」を象徴するものとして親しまれてきました。

当支部といたしましても、会員企業とその従業員の皆様、健康で安全に安心して仕事に取り組み、飛躍・向上の1年となるよう、事業運営の更なる活性化に努めてまいりたいと考えております。

労働基準行政当局におかれましては、長時間労働の削減に向けた取り組みの推進、女性の活躍推進、非正規雇用者の雇用の安定をはじめとして、労働災害の防止、労働者の健康確保等を重点対策とし、きめ細やかな行政運営に取り組んでいただいております。

当支部におきましても、京都下労働基準監督署長様のご指導の下、労働基準行政の公正円滑な運営に協力し、労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与するという当支部の事業目的を果たすべく、事業計画に取り組んでまいりますので、会員各社の皆様方には一層のご支援と積極的な活動をお願い申し上げます。

最後に、京都下労働基準監督署長様をはじめ行政当局の皆様方の変わらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げますとともに、会員の皆様方のますますのご発展を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

以 上



京都下労働基準監督署

署長 田中 淳史



新年明けましておめでとうございます。

会員事業場の皆様には、健やかに新春をお迎えることとお慶び申し上げます。

旧年中は、京都下労働基準監督署の業務運営に格別のご協力を賜りましたことを深く感謝申し上げますとともに、本年も変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、去年は皆様にとってどのような一年だったでしょうか。過ぎた一年は早く感じるものですが、少し振り返ってみたいと思います。

国外に目を向けると、まず、ロシア軍のウクライナ侵攻が挙げられます。人道的にも許されることではないですし、世界及び日本にも様々な影響が出ています。一日も早い終息が望まれます。

また、一昨年に引き続き新型コロナウイルスに振り回された年となりました。「第8波」の懸念もあります。完全終息を見通すことが困難ではありますが、今後も感染拡大の防止に向けた努力が求められています。

多くの方々が新型コロナウイルスの犠牲となりましたし、企業活動等も多くの制約や影響を受け、加えてウクライナ情勢のグローバルな影響により、厳しい経済情勢が続いていると言っています。企業運営の在り方、あるいは労働者の方々の働き方等について、色々と考えざるを得なかった会員事業場の皆様が多かったのではないのでしょうか。

こうした中で、冬季北京オリンピックでは過

去最多の18のメダルの獲得があったり、マリーンの佐々木投手が完全試合を達成したり、スワローズの村上選手が史上最年少で三冠王を獲得した等アスリートたちの躍動に元気づけられた方もおられるのではないのでしょうか。

また、一昨年に続いて大谷選手のメジャーリーグでの大活躍も明るいニュースだったと思います。

対して、生活に密着したところでは、個人消費の改善はなかなか見られず、7～9月の国内総生産速報値は4期ぶりマイナス成長で0.3%減、このペースが1年間続くと仮定した年率換算は1.2%減でした。

本年はどのような一年になるのでしょうか。本年こそは多くの方が実感できる景気の回復を期待したいところです。

厳しい経済情勢下にあっても、労働者の誰もが人間らしく安心して、安全な職場で働き、安定した生活を営むことができる社会を目指し、本年も、労働災害の防止とりわけ死亡災害の撲滅、適正な労働条件の確保、長時間労働等による健康障害防止、メンタルヘルス・過重労働対策、迅速・適正な労災補償処理等を進めてまいりますので、引き続き、会員事業場の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びにあたり、京都労働基準協会下支部会員事業場の皆様のご健勝とご多幸を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

新春特集

『私の2023年』

金属機械部会

株式会社ヤマシナ
平 本 幸 弘

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は京都労働基準協会京都下支部の皆様には、大変お世話になり誠にありがとうございました。本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、前半は新型コロナウイルスの感染者数が増減を繰り返し、緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置の実施により、個人消費の動きが鈍くなった時期もありましたが、ワクチン接種が進んだことや、緊急事態宣言の解除等により、製造業を中心として、徐々に景気が持ち直してきた感が見られるようになりました。

しかしながら、後半はロシアのウクライナ侵攻の長期化や、中国における経済活動の抑制等により、コロナ禍からの回復途上からの様相が大きく変化することになり、原材料不足やエネルギー価格の高騰、供給面での制約に加えて世界的な金融引き締めなどにより、景気が減速してきた様に感じます。

さて、今年は「癸卯（みずのとう）」ということで、どんな年になるのかと調べてみましたところ、「癸」は雨や露、霧など静かで温かい大地を潤す恵みの水を表しており、十干の最後に当たる「癸」は、生命の終わりを意味するとともに、次の新たな生命が成長し始めている状態を意味しているとのことでした。

そして「卯」は穏やかな、うさぎの様子から安全、温和の意味があり、また、うさぎの様に跳ね上がるという意味があり、卯年は何かを開始するのに縁起が良く、希望があふれ、景気回復、好転する良い年になると言われているとのことでした。

私自身、『年男』でありまして、還暦を迎える年になります。暴飲暴食を慎み、適度な運動を心掛けて、健康に留意して希望あふれる年にしたいと思っております。

何を開始するかはまだ決まっておりますが……

そして、今年1年がコロナウイルスが治まり、世界平和が1日も早く訪れるよう祈りたいと思います。

最後になりましたが、会員企業の皆様にとって、本年も素晴らしい年になります様、ご祈念申し上げます。

電 器 部 会

株式会社砂崎製作所
有 水 克 裕

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は、京都労働基準協会京都下支部の会員各社様ならびに事務局の皆様には、大変お世話になりありがとうございました。本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

2020年1月に国内で新型コロナウイルス感染が確認されて3年が経過、社会も混乱と不安を抱えつつ厳しい環境を乗り越えてきましたが、今年も粘り強く継続して対応していかなければならないと思われます。振り返りますとコロナ禍の3年間、社員の感染を防ぎ、いかに社内クラスターの未然防止を図るか、そのための対策・実行・改善に終始奔走の日々でした。

感染対策に重きを置かざるを得ない状況の中、長らく続くコロナ環境での生活や職場での規制、懇親会・社員旅行等の中止など、コミュニケーションの機会が失われ、社員に対し活力低下や慢性的なストレスを与える結果になっています。このコミュニケーション不足やストレスを抱えた心身の状態は、あらゆる事故の原因につながる重要なポイントであると認識しています。

私が所属しています総務課では、感染対策の一つとして始めた2回/日の健康観察（社内パトロール）を継続して行っています。単に体調不良者がいないかという目線での取り組みでしたが、昨年後半からはストレスを抱えた社員がいないか、面談フォローすべき社員がいないかまで踏み込んで、社員への挨拶・声かけを行いつつ社員一人ひとりについて総務課内で情報共有を図っています。今年は更にこの活動を積極的に推進し、関係部署と連携を図りつつ社員へ休養や早期治療を促すなど、業務災害の発生防止に努めていきたいと思っております。会社の根幹である社員が健全に働ける職場作りに少しでも貢献することを念頭に安全衛生活動に取り組んで参ります。

私事の今年の目標ですが、趣味としているジョギングで走行距離1,000km達成を目指します。ジョギングを始めたのは、メタボが気になり出した数年前から健康目的で再開したものです。週末の休日に近くの河川敷を主に、自分なりにコースを考えその時の気分で走っています。今では、季節の変化を景色や風で感じつつ、何もかも忘れて爽快感に汗を流すこの習慣が私のストレス解消法になっています。

最後になりますが、会員各社の皆様にとりまして、本年が素晴らしい年となりますよう心からご祈念申し上げます。

化学・紙・印刷部会



レンゴー株式会社
新京都事業所
廣 澤 功 一

新年あけましておめでとうございます。旧年中は京都労働基準協会京都下支部の会員の皆様には大変お世話になり誠にありがとうございました。

昨年を振り返りますと、私の中で印象深く、かつ影響を受けた出来事といえば、新型コロナウイルス感染症拡大の継続とロシア軍によるウクライナ侵攻、安部元首相のご逝去です。このときは、今の時代でもこのような暴挙が起こるのかと衝撃を受けたのを覚えています。また、最近の気候変動の影響もそうですが、日頃起こりえないと考えている非日常・非常識も起こりうる時代であるということを踏まえ、リスク管理をしていかないといけないという事を再認識させられました。

新型コロナウイルスについては、ちょうど3年前に中国で発症し、瞬く間に全世界へと拡大したことで世界情勢は一変しました。感染症拡大防止のため、仕事や旅行等の移動が大幅に制限されたほか、人との接触制限が求められたことで日常生活も様変わりしました。特に交通機関や観光・外食産業などを中心に経済的にも大打撃を受けました。一方、会社ではテレワークの推進や外出（出張など）の自粛により、自宅で過ごす機会が多くなり、生活者の意識とともにビジネス&ライフスタイルが大きく変化しました。私自身も飲酒の機会が激減したため、逆に家飲みが増えると思いきや、全く飲まなくなってしまうことが良かったですのか悪かったのか判断は難しいですが、少なくとも多少は健康面や金銭面での改善はされたのかなと思っています。この感染症がここまで長期化するとは思いませんでしたが、これからは感染症防止対策の推進から、with コロナという視点にシフトさせていく必要があるものと思います。

次に明るい話題としては、主にスポーツ界で日本人の活躍が目覚ましいものがありました。今年は特に世界を凌ぐと言っても過言ではないレベルでの活躍が多く、北京冬季五輪での日本選手の活躍や、プロ野球ではメジャー（エンゼルス）の大谷選手、日本ではヤクルトの村上選手やロッテの佐々木選手などの活躍が、まさに世界を凌駕するレベルであり、私たちに誇りと勇気と感動を与えてくれました。

本年も我々を取り巻く経済状況は先行き不透明な部分もありますが、先述した誇りと勇気と感動を糧に、暗い話題を跳ね返すぐらいの気概を持って、仕事にもプライベートにも前向きに取り組んでいきたいと思っています。

最後になりましたが、本年も皆様にとって良い年になりますようご祈念申し上げて、新年のご挨拶とさせていただきます。

建設部会



(株)きんでん京都支店
佐々木 勝 吉

新年明けましておめでとうございます。旧年中は京都労働基準協会京都下支部会員各社の皆様には大変お世話になり有難うございました。本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

弊社は、電気工事を主とする総合設備工事会社として、「私たちは 優れた設備とサービスを創造し 社会のインフラを支え 明るく豊かな未来の実現に貢献します」という企業理念の基、事業活動を行っております。

昨年、地球温暖化対策推進法が改正されるなど、世界的な潮流としてカーボンニュートラルを推進する取組が進んでおり、運輸部門などでも電化シフト（電気自動車の増加）が見込まれています。

カーボンニュートラルに必須の再生可能エネルギーの拡大とともに需要の電化が進んだ際、やはり課題となるのが電力の安定供給です。弊社も、設備の維持・構築を通じて電力の安定供給の一翼を担っておりますので、カーボンニュートラルの実現に貢献できるように取り組んでまいります。

さて、昨年を振り返りますと、引き続きコロナ禍の一年でありましたが、ワクチン接種の進展に伴い、感染対策と社会経済活動の両立が進みました。水際対策も緩和され、京都ではインバウンドの回復が期待されます。また、2025年には大阪・関西万博が開催され、関西経済の更なる活性化が期待されます。皆様と共に古都の古きよき伝統を守りつつ、新たなことにも挑戦を続け、明るく豊かな未来の実現のために、日々精進し邁進してまいりたいと思います。

話は変わりますが、今年私は年男となります。年男・年女は年神様のご加護を多く受け縁起が良いと言われています。必ず良い年になるとポジティブに考え、公私ともにうさぎのように大きく飛躍したいと思っています。

最後になりますが、京都労働基準協会京都下支部会員各社の皆様におかれましては、本年も素晴らしく実り多き一年となりますよう心よりご祈念申し上げます。

一 般 部 会

宝ホールディングス
株式会社

小林 恵子

新年あけましておめでとうございます。旧年中は京都労働基準協会京都下支部会員各社の皆様には大変お世話になりました。本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた一年でしたが、一方で、感染者数の全数把握の見直しや療養期間の短縮等、社会経済活動との両立を目指す形への変化もありました。周囲を振り返ってみると、コロナとの付き合い方により意味で慣れも出始め、仕事面では、リモートと出社を各自がうまく使い分けられるようになり、業務の電子化や作業手順の見直しも進んだように思います。急激な感染者数の増加により、誰がいつ休むか分からないという中で、優先順位の付け方や属人化の解消にも悩まされることの多い一年でした。

私事ですが、我が家には小学生の息子が二人おり、学校行事に関しては、先生方のご尽力のおかげで、コロナ前と形式は異なるもののほぼ以前と同様に実施されるようになりました。次男については三年生にして入学後初めての参観日にて、学校の机に向かう姿をようやく見る事ができました。これまで本人から学校の話聞いてはいましたが、実際に参観日へ行くと、授業中の雰囲気に加え、クラスの掲示物や休み時間の友達との様子等、ちょっとしたことでたくさんの情報があり、「これが前に言っていたあのことか!」と改めて様子を知ることができました。

当たり前ですが、現場から得られる情報は貴重であるため、仕事においてもリモートをうまく活用すると同時に、同じ場所や時間をメンバーと共有することも意識的に取り入れていかねばと感じた次第です。関連して、コロナ前と同様というのは難しいですが、会員各社の皆様との関わりをできるだけ持てるような一年にしたいと思っております。

最後になりますが、京都労働基準協会京都下支部の益々のご発展と、会員各社の皆様におかれましては素晴らしい一年となりますよう、心より祈念申し上げます。

タ ク シ ー 部 会



銀鈴タクシー株式会社

泉谷 崇行

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は、京都労働基準協会京都下支部会員各社の皆さま方には何かとお世話になりありがとうございました。コロナ禍の影響により直接お会いすることが中々できない状況に置かれていますが、今年もよろしくお願いいたします。

ここ数年のタクシー業界は他の業種のみなさま方と同じくコロナに振り回されております。ご承知のように京都は経済のかんりの部分を観光やインバウンド需要で担っております。そのため京都のタクシー業界はコロナにより人の動きがなくなることで、全国のなかでもとりわけ厳しい情勢にあります。一日でも早く普段の生活を取り戻せることを切に願っている現状であります。

しかしながら、アフターコロナ・ウィズコロナにおいて生活様式が変化しており、テレワークやオンライン会議に代表されますように実際に人が移動しなくても物事が進んでいくようになってきました。人と人との対面で出会い経済が動いていくという昔ながらの日常が取り戻せないようにも思われます。

人が動いてこそそのタクシー業界にとっては大変頭の痛い問題であり、ここからどうやって人に実際に動いていただけるかが真のアフターコロナ問題であるように思われます。

また、現状では従業員一人で同時に動かせるタクシーは当然ですが、1台きりしかありません。過労運転などもってのほかである現代において、労働人口の減少による運転手不足も深刻な問題となっております。

このように列举いたしますと明るい未来が見えず大変暗い気持ちになってしまいますが、私どものタクシー業界は何よりもまずお客様を目的地まで安全にお供して快適な車内空間を過ごしていただくことが最重要課題であります。暗くなり過ぎず、ヘッドライトのように明るく先が照らされていくことを期待しております。

本年もよろしくお願いいたしますとともに、京都労働基準協会京都下支部の益々の繁栄と会員各社様のご清栄と安全を祈念いたしまして、新春のご挨拶申し上げます。

運輸倉庫部会

株式会社中央倉庫
小倉 信章

新年あけましておめでとうございます。
旧年中は京都労働基準協会京都下支部の皆様には大変お世話になりました。本年も引き続きよろしくお願いいたします。

2022年は2年前の春から続く新型コロナウイルス感染症拡大に歯止めがかからず、現在も第8波として感染症が拡大しており、このような状況が現在まで続くとは予想もしていませんでした。そして、この感染症が沈静化しなかった影響により、普通なら10年は掛かるだろうと思われる変化が一気に加速したことで、特にDX化・デジタル化が進み、テレワークやオンライン会議は当たり前の働き方となってきました。

当社でも時代に遅れないように、3つのCHANGE（意識・組織・知識）を推し進めてきました。その中でもDX化・ペーパーレス化・オンライン化（会議・面談）の推進は着実に進み、テレワークも試行段階となりました。また新型コロナウイルス感染症には直接関連していませんが、新規事業として本社隣地に宿泊施設もオープンしました。

そして2022年4月より、創立100周年を迎える2027年度に向けて、2024年度までの目指す姿を描いた新しい中期経営計画「Let's TRY 2024」が始まり、グループ一丸となり「挑戦・TRY」しているところです。

さて、私事ではございますが、ここ数年健康診断で運動不足を指摘されていたのと、年齢も40代後半となり体の衰えも感じてきたことで、今年は筋トレを始め適度な運動を心掛けると共に食事にも気を付けるなど、生活習慣の改善に取り組んできました。その効果かどうかはわかりませんが、最近では少し体が軽くなってきたようです。よって、従業員にも健康診断結果を基に健康管理の大切さを感じてもらえるよう努めていきたいと考えています。

最後になりましたが、本年も京都労働基準協会京都下支部の益々のご発展と会員各社の皆様におかれましても健康で安全な1年となることを祈念し、新年のご挨拶といたします。

商業部会

京都信用金庫 人事部
吉 實 秀 隆

新年あけましておめでとうございます。旧年中は京都労働基準協会京都下支部の会員各社の皆さま並びに事務局の皆さまには大変お世話になりました。本年も引き続きよろしくお願いいたします。

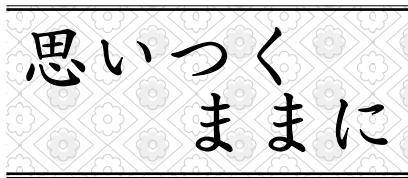
さて、昨年を振り返りますと新型コロナウイルスの感染拡大が続き、全国的な感染拡大時期においては、当金庫でも本人やご家族の体調不良で出勤できない職員が多く発生され大きな影響を受ける事態となりましたが、地域金融機関として、地域のお客さまに「親身になって寄り添うこと」を大切に、お客さまが抱える課題に対して役職員全員で「おせっかい」を焼き、「寄ってたかって」解決を目指す温かい金融を実践してきました。併せて職員およびご家族の「安心安全」を大切に「在宅勤務」や「職場でのコロナワクチン接種」を活用しながら各自が感染対策に努め全員一丸となって業務継続体制を維持してきました。

まだまだ終息が見えず引き続き予断を許さない状況が続きますが、早くコロナ前のような日常を取り戻し、地域経済に活気が戻ることを祈願しております。

私事を振り返りますと、そんなコロナ禍にあって仕事とプライベートの両面において、オンラインを活用した「新たなコミュニケーション」の取り方が社会に浸透していると強く感じる事が多くありました。仕事の会議や子供の家庭訪問から町内会の会合に至るまで様々なものがオンラインで実施されるようになり、個人的にも共通の趣味を持った日本各地の方々と新たに出会うことができ、感染拡大の合間を縫って多くの方とリアルにお会いする機会を持て、近年にないほど新たな交友関係が大きく広がる一年となりました。

今後もウイズコロナの社会環境における「新しい生活様式」を取り入れた新たな働き方のスタイルを模索していきたいと思います。

最後になりましたが、本年が会員の皆様にとって良い一年でありますよう祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



京都中央信用金庫

人事部 人事厚生課 業務役 末藤 裕美

『両親に感謝』

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は京都労働基準協会京都下支部の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございます。本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、「思いつくままに」とご依頼を受け、何か思いつくだろうとのんびり構えていましたが、言われたとたん思いつかず、締め切りが迫り焦っていたら、父親の誕生日が近づいていました。いくつになったんだろう？すぐに年齢が思い出せず、改めて数えると70歳でした。いつの間に古希！？慌てて、いつもより奮発したプレゼントを買いにいきました。

近頃、両親が年齢的な不調はあれど健康で過ごしていること、私自身も大きく体調を崩すことなく過ごせていることは、つくづく両親のおかげであると感謝をするばかりです。コロナ禍で今までの当たり前が変わったり、自分も年齢を重ねたり、ここ数年の様々な変化は両親への感謝の思いを大きくしました。

両親も年を取ったなと思いながら、新聞を読んでいたところ、介護の需要爆発、ビジネスケアラー、介護離職という話題が掲載されていました。わが

社でも介護休職を取得している職員がいますし、休暇制度の改定を行うなど避けられない問題です。記事は、これから介護の需要は必ず増えるのに、全体的に準備不足である、という内容でした。準備不足の状況について、記事の一部を引用すると、今は『ゲームのラスボスに戦いを挑むのに、丸腰で待っている状態』。この一文にドキッとしました。ドキッとしながらも、今もなお、両親はまだまだ元気、と油断しています。『思いつくままに』の寄稿がなければ、両親への感謝を改めて文章にすることもなかったでしょうし、介護への油断はこれからも続いていたことでしょう。

これを機に、少し意識をして過ごしてみようと思います。何からしたらいいのか分かりませんが、意識するだけでも、今まで入らなかった介護の情報に敏感になり、心の準備くらいはできるのではないのでしょうか。この準備によって、今のままその時を迎えるより、私も両親もより充実して過ごせるようになることを期待しつつ、新しい年を過ごそうと思います。まずは、会う機会を増やすことから始めようかな。

京都下労働基準監督署管内の

業種別 労働災害発生状況

令和4年11月末現在

京都下労働基準監督署

業 種	区 分	休業4日以上之死傷災害				死 亡 災 害		
		令和4年	令和3年	対前年 増 減	増 減 率 (%)	4年	3年	対前年 増 減
全 産 業		1,112	525	587	111.8	1	3	-2
製 造 業		91	80	11	13.8			
食 料 品 製 造 業		15	18	-3	-16.7			
繊維工業・繊維製品製造業		6	1	5	500.0			
木材・木製品・家具等製造業		2	0	2	—			
パルプ・紙・印刷・製本業		5	7	-2	-28.6			
化 学 工 業		5	5	±0	—			
窯業土石製品製造業		2	1	1	100.0			
鉄鋼・非鉄金属製造業		3	2	1	50.0			
金属製品製造業		12	11	1	9.1			
一般機械器具製造業		11	12	-1	-8.3			
電気機械器具製造業		4	8	-4	-50.0			
輸送用機械等製造業		2	0	2	—			
電気・ガス・水道業		0	1	-1	-100.0			
その他の製造業		24	14	10	71.4			
鉱 業		0	0	±0	—			
建 設 業		45	43	2	4.7	1		1
土 木 工 事 業		5	5	±0	—			
建 築 工 事 業		26	21	5	23.8	1		1
木造家屋等建築工事業		5	5	±0	—	1		1
その他の建設業		14	17	-3	-17.6			
運 輸 業		89	72	17	23.6			
鉄道等・道路旅客運送業		40	27	13	48.1			
道路貨物運送・陸上貨物取扱業		46	45	1	2.2			
その他の運輸交通・港湾運送業		3	0	3	—			
農林・畜産・水産業		1	2	-1	-50.0			
・ 林 業		0	0	±0	—			
商 業		108	87	21	24.1		1	-1
小 売 業		75	57	18	31.6			
金 融 ・ 広 告 業		11	14	-3	-21.4			
保 健 衛 生 業		630	100	530	530.0			
社 会 福 祉 施 設		241	60	181	301.7			
接 客 娛 楽 業		46	36	10	27.8			
旅 館 業		9	5	4	80.0			
飲 食 店		35	28	7	25.0			
ゴルフ場の事業		0	0	±0	—			
清 掃 ・ と 畜 業		41	45	-4	-8.9		1	-1
ビルメンテナンス業		25	33	-8	-24.2		1	-1
産業廃棄物処理業		5	1	4	400.0			
そ の 他		50	46	4	8.7		1	-1
警 備 業		5	12	-7	-58.3		1	-1

※ 休業4日以上之死傷災害数は労働者死傷病報告による。 死亡災害は死亡災害報告による。

令和4年死亡災害一覧

京都下労働基準監督署

No.	発生月 時間	業 種	起因物	事故の型	被災者概要 事業場規模	災 害 の 概 要
1	4月 10時	建設業 (木造家屋建築工事業)	仮設物、建築物、構築物等 (足場)	墜落、転落	男20代 0～9人	外壁のサイディングを取り外す作業を行っていた被災者がくさび足場の第2層目（高さ約4.5m）から墜落したもの。

令和3年死亡災害一覧

京都下労働基準監督署

No.	発生月 時間	業 種	起因物	事故の型	被災者概要 事業場規模	災 害 の 概 要
1	5月 17時	その他 (ビルメンテナンス業)	仮設物、建築物、構築物等 (屋根、はり、もや、けた、合掌)	墜落、転落	男60代 50～99人	ビルにて警備を行っている労働者が、警備時間中に屋上から墜落したもの。
2	6月 12時	その他 (警備業)	建設機械等 (高所作業車)	交通事故 (道路)	男60代 50～99人	別の者が運転する高所作業車がバックしたところ、被災者に激突し、被災者が当該高所作業車の下敷きとなった。
3	7月 7時	商業 (その他の卸売業)	物上げ装置、運搬機械 (トラック)	交通事故 (道路)	男40代 0～9人	被災者が停車している3tダンプと4tダンプの間に立っていた際、同僚が4tダンプに乗車して運転し後退させたため、被災者が3tダンプと4tダンプの間にはさまれ、2日後に死亡したもの。
4	12月 3時	その他 (産業廃棄物処理業)	動力運搬機 (トラック)	墜落、転落	男50代 10～49人	最大積載量10.6トンの貨物自動車の高さ約3.5メートルの荷台（積み荷であるゴミ）の上で荷下ろしのためのシート外しを荷台後方で行っていたところ、墜落したもの。

職場における

労働者が安全に働くために

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1……国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加

※2……厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象

※3……皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認



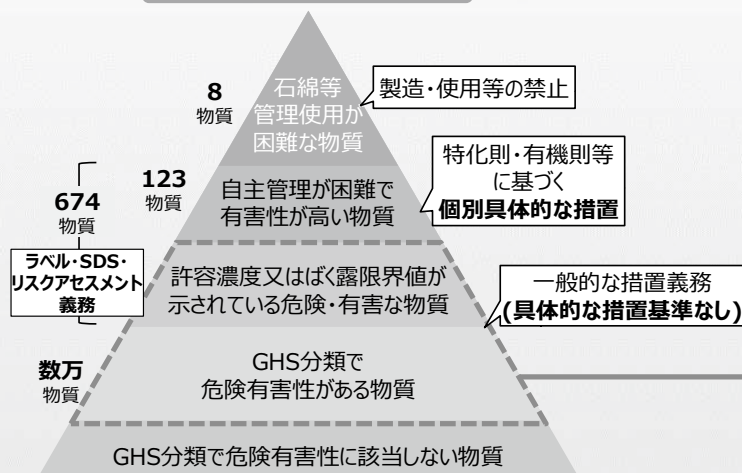
リスクアセスメントの実施



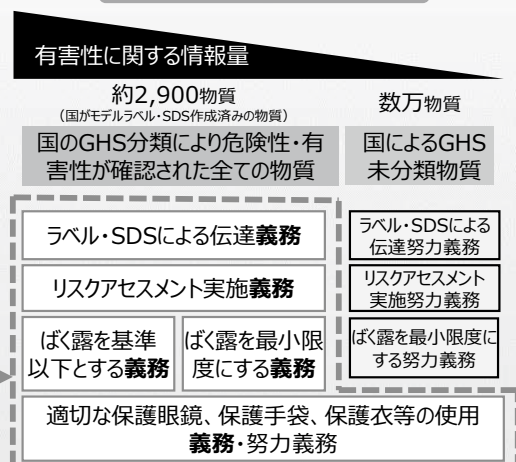
リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

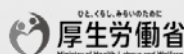
これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質



改正後（順次追加後）

 国がGHS分類済 約2900物質
 + 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外の категорияで区分1に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性の категорияで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、**労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。**

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ**労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。**

ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、**濃度基準値以下であるかを必ず確認**しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせる**ことが効果的です。



CREATE-SIMPLE

ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



個人ばく露測定

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を**事業者自らが選択の上、実施**します。

代替物質
の使用換気装置等を
設置し稼働作業方法
の改善有効な呼吸用
保護具の使用

その他、必要に応じて**医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存※**することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、**記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存**することが義務付けられます
また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、**労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存※**することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を
引き起こしうる化学物質

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：義務

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：努力義務

ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

SDS等による情報伝達が強化されます

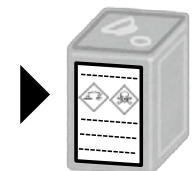
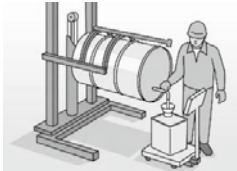
SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- 成分の含有量は、原則として、**重量%の記載**が必要になります。
- 「人体に及ぼす作用」を**定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新**することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、**譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能**になります。



電子メール
の送信



HPのURLや
二次元コード
の伝達

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づきばく露低減措置

健康診断結果やそれに基づく措置

雇い入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前

一部の業種は除外



改正後

全ての業種

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、
施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理体系の見直し	安衛令 別表第9	ラベル表示・SDS等 による通知の 義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならぬ化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？		③ ※令和7 年以降も 順次追加
	安衛則 第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント 対象物に関する 事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか？		②
			濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？		③
			措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？ （保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年）		②、③
			リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？		②
	安衛則 第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学 物質等への 直接接​​触の防止	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？		③
	安衛則 第22条	衛生委員会の 付議事項	上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）		②
	安衛則 第97条の2	がん等の 把握強化	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？		②、③
実施体制の 確立	安衛則 第34条の2の8	リスクアセスメント 結果等の記録	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？ 医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？		②
	安衛則 第34条の2の10	労働災害発生 事業場等への 指示	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）		③
	安衛則 第577条の2第3 項から第5項、 第8項、第9項	健康診断等	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？		③
			リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		
			濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		
	安衛則 第12条の5	化学物質 管理者	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		③
	安衛則 第12条の6	保護具着用 管理責任者	化学物質管理者を選任していますか？		③
	安衛則 第35条	雇入れ時 教育	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？		③
情報伝達の強化	安衛則 第24条の15 第1項・第3項、 第34条の2の3	SDS通知方法の 柔軟化	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？		③
	安衛則 第24条の15第2 項・第3項、第 34条の2の5第 2項・第3項	「人体に及ぼす作 用」の確認・更新	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？		①
	安衛則 第24条の15第1 項、第34条の2 の4、第34条の 2の6	SDS通知事項の 追加等	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？		②
	安衛則 第33条の2	別容器等での 保管	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？ SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量が幅があるものは、濃度範囲による表記も可。		③
その他	特化則、有機則、 鉛則、 粉じん則	個別規則の 適用除外	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？		②
	特化則、有機則、 鉛則、 粉じん則	作業環境測定結 果が第3管理区分 の事業場	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？		②
	特化則、有機則、 鉛則、 四アルキル則	特殊健康診断	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？ 措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？		③
			作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？		②

（注）施行期日の①～③は以下に対応。
規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。
①2022年（令和4年）5月31日（施行済）
②2023年（令和5年）4月1日
③2024年（令和6年）4月1日

詳細はこちら



中小企業の事業主の皆さまへ

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の 割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

➤2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00~5:00)の時間帯に行わせる場合、**深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%**となります。

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれません、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

(※) 法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。

就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

「モデル就業規則」も参考にしてください。



(就業規則の記載例)

(割増賃金)

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

- (1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。
- ① 時間外労働60時間以下・・・25%
 - ② 時間外労働60時間超・・・50%
- (以下、略)

具体的な算出方法（例）

1か月の起算日からの時間外労働時間数を累計して60時間を超えた時点から50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

算出例

➢ 1か月の起算日は毎月1日
➢ 法定休日はいずれの日
➢ カレンダー中の青字は、時間外労働時間数

➢ 時間外労働の割増賃金率
60時間以下・・・25%
60時間超・・・50%

日	月	火	水	木	金	土
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間
14	15 3時間	16 2時間	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間
21	22 3時間	23 3時間	24 2時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間			

↑
法定休日労働

↑
月60時間を超える時間外労働

割増賃金率

- ◆ 時間外労働（60時間以下） カレンダー白色部分 = 25%
- ◆ 時間外労働（60時間超） カレンダー緑色部分 = 50%
- ◆ 法定休日労働 カレンダー赤色部分 = 35%

働き方改革推進支援助成金の活用方法（例）

「働き方改革推進支援助成金」は、働き方改革に取り組む中小企業事業主に、環境整備に必要な費用の一部を国が助成する制度です。

【活用例】

労務管理の報告業務が非効率な状況で、時間外労働時間が月60時間を超える労働者が複数存在した

● 勤怠管理システムを導入
各自の労働時間を把握し、
業務を平準化

● 就業規則に月60時間超の
割増賃金率の規定を改正

取り組みの結果、時間外労働時間が月60時間を超える者がいなくなった

勤怠管理システム導入費用
と就業規則の改正費用に、
働き方改革推進支援助成金
を活用

助成率 75%
一定の要件を満たした場合 80%

上限額 最大250万円

事業場内賃金の引き上げ等の
一定の要件を満たした場合
最大490万円

助成金のご案内

働き方改革推進支援助成金	生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に 対して、その実施に要した費用の一部を助成	
業務改善助成金	生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定 以上引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を 助成	

相談窓口のご案内

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などの法令に関する知識や 労務管理体制についてのご相談に、窓口・電話で対応・支援して います。 また、ご希望があれば、個別訪問での相談・支援も行っています。	
都道府県労働局 ・パートタイム労働者、有期雇用労働者関係 ：雇用環境・均等部(室) ・派遣労働者関係：需給調整事業部(課・室)	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働 者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。	
働き方改革推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談、労働時間管理のノウハウや賃金制度 等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、 社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。	
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、 産業保健の専門家が相談に応じます。	
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題につい て、専門家が無料で相談に応じます。	
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会な どを実施しています。	
医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応 じて、総合的なサポートをします。 ▶「いきサポ」で検索	

(2022.4)

知っていますか？ 自分の最低賃金

京都府 最低賃金

時間額
968円

令和4年 10月9日から

前年比 **31円UP**

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ！

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saitetchingin.info/>

最低賃金に関するお問い合わせは京都労働局または最寄りの労働基準監督署へ
京都労働局ホームページアドレス <https://site.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/>

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金
最大
600万円
を助成



「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※1)

1 時間給の場合	時間給 円	≥	最低賃金額(時間額) 円
2 日給の場合	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間
3 月給の場合	月給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合		

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金(臨時手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外労働賃金など) ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金(深夜割増賃金など) ⑥精進手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしよう！

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で
最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る
中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備
投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費
用の一部を助成します。



中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を
積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の
動画もあります。



1 支給の要件

- 事業場内最低賃金の引上げ
 - 引上げ後の賃金額の支払い
 - 生産性向上に資する機器・設備を導入
 - 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない
- 設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金 支給までの流れ

- 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 労働局に事業実施結果を報告
- 支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方
改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援センター](#)

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援資金](#)



休暇をとって、
いつもと違う冬を探しに行こう。

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

新しい働き方・休み方を実践するために 年次有給休暇を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。



年休取得促進
特設サイト

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

働き方の新しいスタイル



新しい
働き方・休み方
を実践するために
年次有給休暇を
上手に
活用しましょう。



年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 1 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。))のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 2 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 3 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 4 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 5 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 6 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

- ① 時間単位年休の対象労働者の範囲
対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。
- ② 時間単位年休の日数
1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

2022（令和4）年10月1日から
歯科健診の結果報告が
すべての事業場に義務化されます

-

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する場所における業務

今回の改正で報告様式も変わります。10月1日からは新しい様式を使用してください。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

京都下労働基準監督署 主催
各種セミナーが開催されました

NO	テーマ	開催日	会 場
1	介護事業 労働災害防止セミナー	R4. 8. 24 (水)	京都テルサ 西館3階 第2会議室 (Web 同時配信)
	セミナー内容： 1. 『労働災害と人手不足』 講師：京都下労働基準監督署 安全衛生課 担当官 2. 『転倒・腰痛防止対策と5S活動の勧め』 講師：中央労働災害防止協会 専門役・安全管理士 宮井 信和 氏 3. 『介護ロボット等の導入支援について』 講師：京都府 健康福祉部 地域福祉推進課 担当官		
2	石綿対策セミナー（第1回）	R4. 9. 28 (水)	京都テルサ 東館2階 視聴覚研究室 (Web 同時配信)
	セミナー内容： 1. 『解体改修工事の安全衛生対策の概要について』 講師：京都下労働基準監督署 安全衛生課 担当官 2. 労働安全衛生法『改正石綿障害予防規則について』 講師：建設業労働災害防止協会兵庫県支部 安全管理士 福田 恵匡 氏 3. 大気汚染防止法『大気汚染防止法等の改正による解体等工事に係る規制の強化について』 講師：京都府 乙訓保健所 環境衛生課 担当官 4. 建設リサイクル法「建設リサイクル法の届出について」 講師：京都市 都市計画局建築指導部 建築安全推進課 担当官		
3	建設業 働き方改革セミナー（第1回）	R4. 10. 12 (水)	京都下労働基準監督署 会議室 (Web 同時配信)
	セミナー内容： 1. 『働き方改革の目的と働き方改革関連法について』 講師：京都下労働基準監督署 労働時間相談・支援班 2. 『働き方改革の実現に向けた中小企業支援策について』 講師：京都働き方改革推進支援センター 特定社会保険労務士 横手 崇 氏		
4	建設業 働き方改革セミナー（第2回）	R4. 10. 21 (金)	Web 配信
5	石綿対策セミナー（第2回）	R4. 11. 14 (月)	Web 配信
6	医療保健業セミナー（第1回）	R4. 11. 18 (金)	京都下労働基準監督署 会議室 (Web 同時配信)
	セミナー内容： 第1部. 『働き方改革関連法に基づく労働基準法等改正』, 『医師の研鑽に係る労働時間の考え方』 講師：京都下労働基準監督署 労働時間相談・支援班 第2部. 『副業・兼業について』, 『医療機関の宿日直許可』 講師：京都下労働基準監督署 労働時間相談・支援班		
7	医療保健業セミナー（第2回）	R4. 12. 7 (水)	Web 配信



令和4年度『京都ゼロ災3か月運動』（第38回）

—安全・健康・快適職場をめざして—



主唱者 京 都 労 働 局
京都府下各労働基準監督署

主催者 京都労働安全衛生関係団体等連絡協議会

職場における「トップの安全衛生に関する宣言」と「危険ゼロ」の取組による「災害ゼロ」の達成と「健康確保」を目標とする「ゼロ災3か月運動」に参加しよう！

上記スローガンのもと、今年も第38回『京都ゼロ災3か月運動』が7月1日～9月30日までの間、京都府下全域にわたり展開されました。当支部としましては、京都下労働基準監督署管内の非会員事業も含め464事業場にご参加いただき、その内451事業場がゼロ災を達成されました（達成率97.2%）。今後も引き続き労働災害防止に向け、継続した取組をお願いします。 ※ 達成事業場名は別表をご参照願います。

『京都ゼロ災3か月運動』参加及び達成状況（令和4年度～令和2年度）

	主 催 者 団 体	令和4年度		令和3年度		令和2年度	
		参 加 事業場数	達 成 事業場数	参 加 事業場数	達 成 事業場数	参 加 事業場数	達 成 事業場数
1	(公社)京都労働基準協会	219	200	220	204	227	216
2	(公社)京都労働基準協会 京都上支部	354	343	366	351	345	325
3	(公社)京都労働基準協会 京都下支部	464	451	465	453	482	472
4	(公社)京都労働基準協会 京都南支部	295	273	300	286	311	286
5	(公社)京都労働基準協会 福知山支部	182	171	183	177	183	176
6	(公社)京都労働基準協会 舞鶴支部	88	86	78	76	85	82
7	(公社)京都労働基準協会 丹後支部	145	143	145	141	146	139
8	(公社)京都労働基準協会 園部支部	157	153	161	157	161	156
9	建設業労働災害防止協会 京都府支部	214	209	234	228	227	214
10	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 京都府支部	17	16	20	19	13	12
11	林業・木材製造業労働災害防止協会 京都府支部	83	80	84	80	83	76
12	港湾貨物運送事業労働災害防止協会 舞鶴港分会	5	5	5	5	5	5
13	港湾貨物運送事業労働災害防止協会 宮津港分会	1	1	1	1	1	1
14	(一社)日本ボイラ協会 京滋支部	10	10	10	10	10	10
15	(一社)日本クレーン協会 京都支部	6	6	8	7	8	8
16	(公社)建設荷役車両安全技術協会 京都支部	27	27	26	25	27	26
17	(一社)京 都 府 溶 接 協 会	7	6	5	5	5	5
18	京都府採石公災害防止連絡協議会	9	9	13	13	14	14
19	京都府建築工業協同組合	9	9	9	9	6	6
20	(一社)京都府トラック協会	32	29	35	31	27	26
合 計		2,324	2,227	2,368	2,278	2,366	2,255
ゼロ災運動達成率(%)		95.8%		96.2%		95.3%	

令和4年度「京都ゼロ災3か月運動」達成事業場一覧

451 社(順不同)

アウトソーシング(株) (株)アイブラネット 一富士フードサービス(株) (株)一番 いすゞ自動車近畿(株) 伊東板金工業(株) イケダ労務管理事務所 宇部マクセル京都(株) (株)内田製作所 ウシオ電機(株)京都事業所 エニイワイヤ(株) オープン工業(株) (株)大林組 京都KIH計画工事事務所 (株)大林組 京都市上下水道局解体工事事務所 (株)大林組 堀場吉祥院医用改修工事 (株)大林組 長岡京物流センター計画新築工事事務所 (株)奥田商店 (株)奥田商店 業務スーパー城陽店 (株)奥田商店 業務スーパー京田辺店 (株)奥田商店 ケント京田辺店 (株)奥田商店 業務スーパー大手筋店 (株)奥田商店 業務スーパー下鳥羽店 (株)奥田商店 業務スーパー洛西店 (株)奥田商店 業務スーパー四条寺町店 (株)奥田商店 業務スーパー三条河原町店 (株)奥田商店 ケント東野店 (株)奥田商店 ケント向日町店 (株)奥田商店 ケント北大路店 (株)奥田商店 ケント御池店 (株)奥田商店 ケント宇治店 (株)奥田商店 ケント北白川店 (株)奥田商店 ケント修学院店 (株)奥田商店 ダイソー勸修寺店 (株)奥田商店 ダイソー新堀川店 (株)奥田商店 ダイソー伏見大手筋店 (株)奥田商店 ケント東寺店 (一財)関西電気保安協会京都支店 (株)カシフジ 河長樹脂工業(株) 京都板硝子(株) ギオン自動車(株) 京都通運(株) (株)さんでん京都支店 (株)さんでん京都営業所 きんでんサービス(株)京都支店 京都トヨタ自動車(株) 旭光精工(株) 熊谷組・ケー・ア・ド・イー・吉成建設特定建設工事共同企業体 高島屋京都店増築計画 クロイ電機(株)京都開発センター (医)八仁会 久御山南病院	京神倉庫(株) 京阪バス(株)本社 京阪バス(株)男山営業所 京阪バス(株)京田辺支所 (株)コトネットエンジニアリング コスメディ製菓(株)吉祥工場 鴻池運輸(株)長岡京事業所 三洋化成工業(株)京都工業 (株)三昌製作所 (株)松風 (株)松栄堂長岡京香場 (株)GSユアサ 本社管理部門 (株)GSユアサソシエ (株)GSユアサ グローバル技術統括センター 技術開発本部 (株)GSユアサ 研究・知財部門 (株)GSユアサ 自動車電池事業部 (株)ジーエス・ユアサテクノロジー (株)GSユアサ GT 生産技術本部 (株)GSユアサ LIB技術開発センター西大路 (株)GSユアサ 産業電池電源事業部 電源システム生産本部 株式会社大栄製作所 (株)GSユアサ構内〔(有)エスパー〕 (株)GSユアサ構内〔福原電機(株)〕 (株)GSユアサ構内〔(株)PEC〕 (株)GSユアサ構内〔塚腰グローバルコンサルティング〕 (株)GSユアサイノバージョン 秀峰自動機(株) (株)砂崎製作所 (株)スクール・コーポレーション 積水化学工業(株)京都研究所 (株)ソフィア・ソリューションズ 宝ホールディングス(株) 宝酒造(株) 宝酒造インターナショナル(株) ダイハツ工業(株)本社(池田)・京都(大山崎)工場 タット建設(株) 大和ハウス工業(株)京都支社 TM 四条 寺町ビル計画 (医)財団康生会武田病院 田中信(株) (有)田中ステンレス (株)谷口そば製粉工場 (株)大興設備開発 (株)中央倉庫 (株)椿本チエイン長岡京工場 帝産京都自動車(株) 東洋製鉄(株)京都工場 トクデン(株) TOWA(株)本社・工場	TOWA(株)京都東事業所 (株)仲啓 (株)ニッカテクノ 本社工場 (株)ニッカテクノ 久御山工場 日新イオン機器(株) 日新イオン機器(株)京都物流センター 日新イオン機器(株)東寺オフィス 二九精密機械工業(株)京都工場・R&Dセンター 日本特殊研砥(株) 日本メンテナンスエンジニアリング(株) (株)日本セルネット 日本板硝子(株)京都事業所 西日本旅客鉄道(株)京都電車区 日本電気化学(株)山科工場 日本プラスチック製砥(株) (株)日本サーモエナー京都工場 ヌヴオンテクノロジー・ジャパン(株) (株)ハートフレンド フレスコ五条店 (株)ハートフレンド フレスコ寺町店 (株)ハートフレンド フレスコ大宮店 (株)ハートフレンド フレスコ向日市店 (株)ハートフレンド フレスコ西野店 (株)ハートフレンド フレスコ九条店 (株)ハートフレンド フレスコ山科店 (株)ハートフレンド フレスコ五条西洞院店 (株)ハートフレンド フレスコ今熊野店 (株)ハートフレンド フレスコ東山安井店 (株)ハートフレンド フレスコ川田店 (株)ハートフレンド フレスコプチ東山三条店 (株)ハートフレンド フレスコ七条店 (株)ハートフレンド フレスコ八条店 (株)ハートフレンド フレスコ勸修店 (株)ハートフレンド フレスコ北花山店 (株)ハートフレンド フレスコ東寺店 (株)ハートフレンド フレスコ洛西口店 (株)ハートフレンド フレスコ五条大橋店 (株)ハートフレンド フレスコ五条壬生川店 阪急バス(株)大山崎営業所 阪急タクシー(株)京都営業所 ビークルエナジー・ジャパン(株) (株)日立リアルエステートパートナーズ (株)藤井合金製作所 双葉メンテナンス工業(株) 福田金属箔粉工業(株) 古瀬組(株)〔小川組(株)〕 古瀬組(株)〔(株)久栄物産〕 古瀬組(株)〔(株)クサナギ〕 古瀬組(株)〔五條セメント販売(株)〕 古瀬組(株)〔(有)千両松〕 古瀬組(株)〔(株)八代建設〕
---	--	---

古瀬組(株)〔(株)ベイス〕	〃	西陣支店	〃	淀支店
古瀬組(株)〔松本銅機(株)〕	〃	太秦支店	〃	大久保支店
古瀬組(株)〔(株)壬生加藤〕	〃	十条支店	〃	久津川支店
(福) 京都福祉サービス協会特別養護老人ホーム西七条	〃	北烏丸支店	〃	下鴨支店
(福) 城東福祉会 みずほ保育園	〃	西五条支店	〃	南山科支店
(福) 東山福祉会 東山保育園	〃	上鳥羽支店	〃	常盤支店
(福) 河守福祉会 八雲保育園	〃	紫野支店	〃	西野支店
(福) 城東福祉会 亀ヶ丘保育園	〃	桂支店	〃	久我支店
(福) 八康会特別養護老人ホーム楽生苑	〃	伏見支店	〃	桃山支店
(福) 同胞会こひつじこども園	〃	嵐山支店	〃	桂坂支店
(福) 香東園特別養護老人ホーム香東園やましろ	〃	御池支店	〃	稲荷支店
(株)堀場製作所	〃	長岡支店	〃	藤森支店
(株)堀場エステック福知山テクノロジーセンター	〃	花園支店	〃	東寺支店
(株)堀場アドバンスドテクノ	〃	西京極支店	〃	出町支店
(株)堀場テクノサービス	〃	東五条支店	〃	桂駅前支店
マクセル(株)京都事業所	〃	金閣寺支店	〃	竹田南支店
三菱電機(株)京都事務所	〃	醍醐支店	〃	御陵支店
三菱エンジニアリング(株)京都事業所	〃	丸太町支店	〃	一乗寺支店
三菱電機器ソフトウェア(株)京都支所	〃	賀茂支店	〃	六地藏支店
三菱電機ライフサービス(株)京都支店	〃	梅津支店	〃	東向日支店
三菱電機トレーディング(株)京都事業所	〃	駅前支店	〃	常盤東支店
三菱電機ロジスティクス(株)京都事業所	〃	檉原支店	〃	向島支店
三菱電機保険サービス(株)関西支店京都営業所	〃	山科中支店	〃	上堀川支店
三菱電機インフォメーションネットワーク(株)	〃	洛西支店	〃	久御山中央支店
三菱ロジスネクスト(株)	〃	石田支店	〃	上桂支店
みやこ薬局(株) 本店	〃	岩倉支店	〃	銀閣寺支店
みやこ薬局(株) 山科店	〃	竹田支店	〃	田辺駅前支店
みやこ薬局(株) 北山店	〃	久世支店	〃	木幡支店
みやこ薬局(株) 薬大前店	〃	西小倉支店	〃	墨染支店
みやこ薬局(株) 紫竹店	〃	壬生支店	〃	富野荘支店
みやこ薬局(株) マツヤスーパー店	〃	下鳥羽支店	〃	泉涌寺支店
みやこ薬局(株) 大宮店	〃	大手筋支店	〃	宇治支店
みやこ薬局(株) 桂店	〃	吉祥院支店	〃	加茂町支店
向日市学校給食センター	〃	市場支店丹波口出張所	〃	黄檗支店
(有) 村井製作所	〃	城陽支店	〃	小倉支店
メテック(株)	〃	亀岡支店	〃	寺田支店
森本配管(株)	〃	今里支店	〃	井手支店
(株)ヤマシナ	〃	修学院支店	〃	三室戸支店
山田化学工業(株)	〃	下津林支店	〃	精華支店
(株)ユーシン精機	〃	西野山支店	〃	宇治田原支店
洛菱テクニカ(株)	〃	田辺支店	〃	山田川支店
京都中央信用金庫 本店	〃	八幡支店	〃	神明支店
〃 市場支店	〃	嵯峨野支店	〃	大宮支店
〃 堀川支店	〃	八条口支店	〃	松井山手支店
〃 四条支店	〃	千丸支店	〃	府庁前支店
〃 三条支店	〃	大宮寺ノ内支店	〃	事務センター
〃 九条支店	〃	木津支店	〃	第二文書センター
〃 東山支店	〃	久御山支店	(株)京都銀行	本店
〃 山科支店	〃	亀岡駅前支店	〃	業務サポート部
〃 百万遍支店	〃	白梅町支店	〃	四条支店
〃 円町支店	〃	葛野支店	〃	七条支店

〃 京都駅前支店	〃 八幡中央支店	〃 八木支店
〃 河原町支店	〃 宇治田原支店	〃 桂支店
〃 大宮支店	〃 三室戸支店	〃 伏見支店
〃 三条支店	〃 東長岡支店	〃 梅津支店
〃 府庁前支店	〃 久津川支店	〃 山科支店
〃 西院支店	〃 大住支店	〃 北伏見支店
〃 西七条支店	〃 伊勢田支店	〃 城陽支店
〃 西四条支店	〃 精華町支店	〃 修学院支店
〃 京都市役所前支店	〃 木幡支店	〃 円町支店
〃 円町支店	〃 男山支店	〃 北山支店
〃 二条駅前支店	〃 富野荘支店	〃 田辺支店
〃 聖護院支店	〃 六地藏支店	〃 六地藏支店
〃 西陣支店	〃 久御山町支店	〃 上鳥羽支店
〃 銀閣寺支店	〃 向日町支店	〃 桂川支店
〃 下鴨支店	〃 長岡支店	〃 南桃山支店
〃 高野支店	〃 宇治支店	〃 嵯峨支店
〃 出町支店	〃 大久保支店	〃 朱雀支店
〃 修学院支店	〃 木津支店	〃 東亀岡支店
〃 三宅八幡支店	〃 東向日町支店	〃 北山科支店
〃 常盤支店	〃 小倉支店	〃 西山科支店
〃 帷子ノ辻支店	〃 田辺支店	〃 洛西支店
〃 嵯峨支店	〃 城陽支店	〃 岩倉支店
〃 桂支店	〃 寺田駅前出張所	〃 丸太町支店
〃 上桂支店	〃 北桑支店	〃 三山木支店
〃 太秦安井支店	〃 福知山支店	〃 七条支店
〃 西京極支店	〃 綾部支店	〃 西院支店
〃 洛西支店	〃 東舞鶴支店	〃 下鴨支店
〃 松尾支店	〃 西舞鶴支店	〃 西宇治支店
〃 西桂支店	〃 宮津支店	〃 常盤支店
〃 白梅町支店	〃 岩滝支店	〃 物集女支店
〃 紫野支店	〃 加悦谷支店	〃 西山天王山支店
〃 鞍馬口支店	〃 峰山支店	〃 西京極支店
〃 上堀川支店	〃 久美浜支店	〃 紫竹支店
〃 金閣寺支店	〃 府庁出張所	〃 十条支店
〃 吉祥院支店	〃 金融大学校地域サポート営業室	〃 滝ノ町支店
〃 東九条支店	京都信用金庫 本店・本部	〃 稲荷支店
〃 久世支店	〃 河原町支店	〃 祇園支店
〃 東山支店	〃 三条支店	〃 宇治支店
〃 山科支店	〃 銀閣寺支店	〃 城陽駅前支店
〃 山科中央支店	〃 西陣支店	〃 檜原支店
〃 下鳥羽支店	〃 北大路支店	〃 岩倉中町支店
〃 稲荷支店	〃 鞍馬口支店	〃 久御山支店
〃 伏見支店	〃 北野支店	〃 西賀茂支店
〃 淀支店	〃 東山支店	〃 東桂支店
〃 墨染支店	〃 壬生支店	〃 百万遍支店
〃 小栗栖出張所	〃 九条支店	〃 御室支店
〃 向島支店	〃 吉祥院支店	〃 松井山手支店
〃 桂川支店	〃 西大路支店	〃 東向日支店
〃 長岡京駅前支店	〃 長岡支店	
〃 長岡今里支店	〃 亀岡支店	
〃 松井山手支店	〃 園部支店	

令和4年度「京都下地域安全衛生セミナー」を開催しました

令和4年度「京都下地域安全衛生セミナー」が11月15日（火）、京都下労働基準監督署ならびに公益社団法人京都労働基準協会京都下支部の主催、京都産業保健総合支援センターの共催と京都衛生管理者会後援のもと、京都経済センター6階会議室において4年ぶりに開催されました。

セミナーの冒頭、公益社団法人京都労働基準協会京都下支部の支部長会社である京都銀行 人事総務部の小林健志次長より、主催者を代表して挨拶の後、京都下労働基準監督署の田中淳史署長よりご挨拶をいただきました。

次に「京都ゼロ災3か月運動」達成証の交付式が行われ、ゼロ災を達成された事業場を代表とし、旭光精工(株)様に田中署長から達成証と顕彰文書が交付されました。そして、その後はゼロ災を達成され、本セミナーにご参加されている事業場にも順次交付されました。



小林 健志 支部長代理



田中 淳史 署長



「京都ゼロ災3か月運動」達成証交付式
〔代表：旭光精工株式会社 様〕

続いて、山田浩二安全衛生課長より『労働災害の現状と課題について』と題し、労働災害の発生状況ならびに2018～2022年度（5年間）を対象とした『第13次労働災害防止計画』の目標と最終年度の途中経過について基調講演をしていただきました。

そして次に、健康講話『従業員のうつ病早期発見について』と題し、京都産業保健総合支援センターメンタルヘルス対策促進員の勝見九重様に、二人一組での積極的傾聴法の体験も含めた有意義なご講演をしていただきました。

最後の特別講演では、中央労働災害防止協会近畿安全衛生サービスセンター安全管理士の平田八郎様に『転倒災害及びヒューマンエラーの防止について』と題し、過去に数多くの建設現場を安全パトロールされ、指導されてきたご経験を活かされた熱気溢れるご講演をしていただきました。



セミナー風景



令和4年度（於：レンゴー株式会社 新京都事業所）

『産業医・衛生管理者等合同研修会』が開催されました

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、本研修会の開催が見送られてきましたが、10月20日（木）に京都下産業保健連絡協議会により、一般社団法人京都府医師会の共催と京都衛生管理者会協力のもと、レンゴー株式会社新京都事業所に於いて3年ぶりに開催されました。参加者は産業医14名、衛生管理者5名（内2名は衛生管理者会会員）の計19名でした。

研修会冒頭、京都下産業保健連絡協議会の原田会長による開会挨拶があり、次に会場をご提供いただいたレンゴー株式会社新京都事業所を代表して、小倉事業所長からご挨拶をいただきました。

そして、段ボール工場製造部の阪野部長代理より「工場の概要と安全衛生管理活動」についてご説明いただいた後、段ボール箱の製造現場をご案内いただき、小倉事業所長と廣澤総務部長もご同行のもと段ボール紙の貼り合わせから成型・カッティング・結束などの工程で『職場巡視実習』を行いました。

また座学では、京都産業保健総合支援センター労働衛生関係法令相談員で、協会でも各種講習会の講師としてお世話になっている、労働衛生コンサルタントの篠原先生に「労働安全衛生法令の改正に備えて～化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」と題し、ご講演いただきました。



田中署長

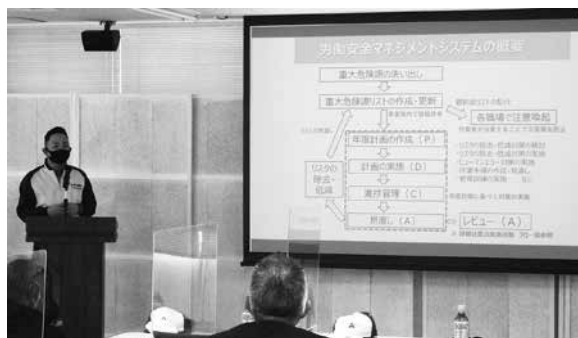
そして、最後に京都下労働基準監督署の田中署長による閉会挨拶で、研修会は無事終了しました。



原田会長



小倉事業所長



阪野 部長代理



篠原 相談員

京都下産業保健連絡協議会とは、京都下労働基準監督署管内の5地区医師会（下京東部、下京西部、東山、山科、乙訓）と京都労働基準協会京都下支部及び京都下労働基準監督署で構成され、管内における産業保健活動の推進、事業場の労働衛生管理水準の向上を目的として、産業医と衛生管理者のための合同研修会を京都府医師会との共催により開催しています。

令和4年度 業種別部会研修会のご案内

対 象：全会員事業場（所属部会に関係なく参加できます）

申込用紙：当協会ホームページからダウンロードできます。

開催部会	セミナー詳細（無料）
化学紙印刷部会 建設部会	1. 日 時 令和5年2月3日（金）14時30分～16時30分 2. 場 所 京都経済センター3階 会議室3-F 3. テーマ ① 『労働災害発生状況および高年齢労働者の活躍推進のための安全衛生対策』について 講師：京都下労働基準監督署 安全衛生課 課長 山田 浩二 様 ② 『労働安全衛生法に係る政省令改正による新たな化学物質規制』について ※CREATE-SIMPLE 法を用いた「化学物質のリスクアセスメント」実習付 講師：労働衛生コンサルタント 篠原 耕一 様 （内容） 現在、我が国の産業界で使用されている化学物質は約7万種類とされていますが、うち特化則や有機則により個別具体的な措置義務が課されている特別規制対象物質は123種類と少なく、一方では規制対象物質以外の化学物質による労働災害が全体の8割を超えているのが現状です。そこで、より多くの化学物質に具体的対策が講じられるよう労働安全衛生法に係る政省令が改正され、令和5年から6年にかけて施行されていきます。 本セミナーでは、政省令改正の背景と今後の化学物質規制の基軸とされる「自律的な管理」の説明に加え、化学物質のリスク評価法として実測（環境測定）によらない数理モデルである「CREATE-SIMPLE 法」を用いたリスクアセスメントの実習も実施します。 4. 定 員 50名
金属機械部会 電 器 部 会 一 般 部 会 商 業 部 会	1. 日 時 令和5年2月10日（金）14時30分～16時00分 2. 場 所 京都経済センター3階 会議室3-F 3. テーマ 職場がまとまる、人間関係が良くなる 『意図的にコミュニケーションの場をつくる』意義と方法について 講師：株式会社日本人材研究所 代表取締役 末村 誠規 様 （内容） 人間関係をよくしたいときに、仲の悪い二人に「仲良くせよ」と言っても効果はありません。チームとして一つのことに取組んで、職場をまとめていく中で、お互いをチームメイトとして認めあって改善していきます。そのためには、職場をまとめるためのコミュニケーションの場をつくり共に取組むよう導きます。講師は600以上の職場を実地に指導し、そのような事例をたくさん実現してきました。 4. 定 員 50名
タクシー部会 運輸倉庫部会 ※京都上支部、京都南支部 ハイタク部会（共催）	日程：令和5年3月3日（金）PM開催（予定）で京都南支部事務局に於いて調整中！

事業報告

8. 5 京都下労基だより No.266 号発行

8. 19 労務管理 WEB セミナー(動画収録)市内3支部

8. 25 第1回京都下地域産業保健C運営協議会(京都府医師会館)

8. 29 第1回支部事務局長会議[本部]

9. 26 第2回京都労働安全衛生関係団体等連絡協議会[本部]

10. 4 機関紙『京都労基だより』編集委員会(京都下労働基準監督署)

10. 6 京都産業保健セミナー及び京都衛生管理者会総会[本部](池坊学園こころホール)

10. 19~21 第81回全国産業安全衛生大会 in 福岡

10. 20 産業医・衛生管理者合同研修会(レンゴー株式会社京都事業所)

11. 11 第58回京都府建設業労働災害防止大会

(ロームシアター京都 サウスホール)

11. 15 京都下地域安全衛生セミナー(京都経済センター)

12. 14 第2回支部事務局長会議[本部]

12. 19 第3回京都労働安全衛生関係団体等連絡協議会及び教習部会合同会議[本部]

R5. 1. 6 京都下労基だより No.267 号発行

R5. 1. 14 安全祈願祭・新年互例会[本部](予定)

R5. 2. 3 「化学紙印刷部会・建設部会」合同研修会(予定)

R5. 2. 10 「金属機械・電器部会/一般部会・商業部会」4部会合同研修会(予定)

R5. 3. 3 「タクシー部会・運輸倉庫部会」合同研修会(予定)
※京都上支部・京都南支部 両ハイタク部会共催

R5. 3. 14 第3回理事会[本部](予定)

令和5年度 通常総会までの会議日程

R5. 2. 16

令和4年度 第2回支部長・副支部長会議

R5. 2. 24

令和4年度 第2回支部運営委員会

R5. 4. 11

令和4年度 会計監査

R5. 4. 13

令和5年度 第1回支部長・副支部長会議

R5. 4. 19

令和5年度 第1回支部運営委員会

R5. 5. 15 or 16

令和5年度 通常総会

令和4年度 講習実施状況(中間)

◎新入社員安全衛生等教育

4月14日 【25名】京都経済センター

◎安全衛生推進者養成講習

6月29日~30日 【34名】京都経済センター

1月12日~13日 【予定】京都経済センター

◎安全管理者選任時研修

6月2日~3日 【25名】京都経済センター

11月1日~2日 【16名】京都経済センター

◎職長等に対する安全衛生教育

5月30日~31日 【44名】京都経済センター

9月8日~9日 【27名】京都経済センター

◎KYT職場活性化研修会

6月10日 【26名】京都経済センター

9月22日 【19名】京都経済センター

12月2日 【15名】京都経済センター

◎電気取扱業務(低圧)特別教育

7月28日 【17名】京都経済センター

7月29日 【15名】京都経済センター

11月24日 【18名】京都経済センター

11月25日 【17名】京都経済センター

◎研削といし取替え等業務の特別講習(2日間)

7月19日〔学科〕【17名】京都経済センター

7月23日〔実技〕三菱自動車工業(株) 京都製作所

11月4日〔学科〕【18名】京都経済センター

11月5日〔実技〕三菱自動車工業(株) 京都製作所

◎フルハーネス型安全帯(墜落制止用器具)使用作業特別教育

7月6日 【26名】京都経済センター

12月9日 【18名】京都経済センター

◎一般建築物石綿含有建材調査者講習

10月17日~18日 【27名】京都経済センター

京都労働基準協会 本部講習ご案内

令和5年1月~3月

◎産業用ロボット特別教育[学科のみ]

1月19日~20日 京都経済センター

◎特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習

1月25日~26日/3月9日~10日 京都経済センター

◎有機溶剤作業主任者技能講習

2月8日~9日 京都経済センター

◎玉掛け技能講習

2月16日~17日〔実技18日〕 京都経済センター

◎一般建築物石綿含有建材調査者講習

2月21日~22日 京都経済センター

◎フォークリフト運転技能講習学科

3月1日~2日 京都経済センター

※これに加え3日間の実技講習があります。

◎酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

3月15日~17日 京都経済センター

公益社団法人 京都労働基準協会

公益社団法人 京都労働基準協会

令和5年度 市内3支部【京都上・京都下・京都南】年間講習予定表

◆講習日の約2ヵ月前にホームページに掲載し、FAXにて受付を開始します。

※他支部の単独開催は除く

講習名	日程	講習会場	開催支部（◎印は申込先）			申込先 (窓口)
			京都上支部	京都下支部	京都南支部	
新入社員安全衛生教育	4月18日（火）	京都経済センター	◎	○	○	上支部
安全管理者選任時研修	5月9日（火）	京都経済センター	◎	○	○	上支部
	5月10日（水）					
職長等に対する安全衛生教育	5月29日（月）	京都経済センター	○	◎		下支部
	5月30日（火）					
KYT(危険予知訓練)研修会	6月9日（金）	京都経済センター		◎		下支部
電気取扱業務(低圧)特別教育①	6月26日（月）	京都経済センター	○	◎	○	下支部
電気取扱業務(低圧)特別教育②	6月27日（火）	京都経済センター	○	◎	○	下支部
安全衛生推進者養成講習	6月28日（水）	京都経済センター	◎	○	○	上支部
	6月29日（木）					
フルハーネス型安全帯使用作業 (墜落制止用器具)特別教育	7月13日（木）	京都経済センター	○	○	◎	南支部
研削砥石取替特別教育	7月21日（金）	京都経済センター	◎	○	○	上支部
	7月22日（土）	三菱自動車工業㈱ 京都製作所				
職長等に対する安全衛生教育	9月7日（木）	京都経済センター		○	◎	南支部
	9月8日（金）					
KYT(危険予知訓練)研修会	9月22日（木）	京都経済センター		○	◎	南支部
研削砥石取替特別教育	11月2日（木）	京都経済センター	◎	○	○	上支部
	11月4日（土）	三菱自動車工業㈱ 京都製作所				
安全管理者選任時研修	11月16日（木）	京都経済センター	○	◎	○	下支部
	11月17日（金）					
電気取扱業務(低圧)特別教育①	11月21日（火）	京都経済センター	○	◎	○	下支部
電気取扱業務(低圧)特別教育②	11月22日（水）	京都経済センター	○	◎	○	下支部
KYT(危険予知訓練)研修会	12月1日（金）	京都経済センター	○	○	◎	南支部
フルハーネス型安全帯使用作業 (墜落制止用器具)特別教育	12月12日（火）	京都経済センター	○	◎	○	下支部
安全衛生推進者養成講習	1月11日（木）	京都経済センター	○	○	◎	南支部
	1月12日（金）					

(公社)京都労働基準協会 京都上支部

TEL 075-353-3513

FAX 075-353-3520

(公社)京都労働基準協会 京都下支部

TEL 075-353-3523

FAX 075-353-3530

(公社)京都労働基準協会 京都南支部

TEL 075-611-8286

FAX 075-611-8400

第 81 回 全国産業安全衛生大会 2022 in 福岡 開催される

〔大会テーマ：大宰府の地 皆で学んで高めよう 安全・健康の知恵〕

10月19日～21日の3日間、福岡で開催され、全国から、約7,800名の参加があり、大会初日はマリメッセ福岡B館で総合集会が行われました。

大会宣言

新型コロナウイルス感染症との闘いは三年目を迎えた。この間、亡くなられ、健康を害された方々に心からお見舞いを申し上げます。また、感染者の治療や感染防止対策に全身全霊を捧げておられる医療従事者、エッセンシャルワーカーの皆様に敬意を表する。

我が国の労働災害は、関係者の努力により、長期的に減少してきた。しかし、昨年は新型コロナウイルス感染症拡大の中、多くのの方々の努力にもかかわらず、労働災害による死者数は増加に転じた。また、休業四日以上以上の死傷災害については、第三次産業を中心に近年増加傾向にあり、平成十年以降で最多となっている。高齢者の労働災害が年々増加し、転倒災害や墜落・転落災害などが依然として減少していない中で、一昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の罹患によるものも多数発生している。

労働者の健康をめぐる状況は、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者が多く、さらに、コロナ禍での働き方の変化の影響についても注視していく必要がある。また、化学物質による健康障害の防止対策や、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立は引き続き大きな課題となっている。

全社的な安全衛生活動や、安全衛生意識の醸成をコロナ禍においても推進し、諸課題を克服していくためには、DXに代表されるイノベーションをハード・ソフト両面で行い、活かしていくことが重要となる。本大会は、企業の下、最新の情報を共有し、学び、交流する場である。労働災害のない、安心して働ける職場環境を実現することは、全ての働く人、全ての国民の願いである。

ここ福岡の地で開催される本大会において、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという決意を新たにするとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済活動の両立に、関係者が一丸となつて取り組むことを誓う。

右、宣言する。

令和四年十月十九日

第八十一回全国産業安全衛生大会

令和5年度は9月27日（水）～29日（金）の間、ポートメッセなごや（愛知県）で開催されます。

第 58 回 京都府建設業労働災害防止大会 開催される

11月11日（金）、ロームシアター京都 サウスホールに於いて、京都府建設業労働災害防止大会が開催されました。

安全の誓い



【基調講演】京都労働局 高木健康安全課長
『建設業における労働災害の現状と課題』



【特別講演】同志社大学教授 村田晃嗣 氏
『激動する国際情勢と日本の課題』

我が国において新型コロナウイルス感染が確認されてから3年近くが経過し、社会活動そのものが大きく変化しています。また近年、大きな地震やゲリラ豪雨といった自然災害が毎年のように発生し、被災した地域の迅速な復旧・復興工事、人々の生活を維持していくためのインフラ整備やメンテナンス等、建設業が担う役割は一層重要なものとなっています。

昨年、京都府内の建設業における死者数及び負傷者数は減少傾向にあったものの、今後一層の労働安全災害防止対策の徹底を図る必要があります。

このため、私たちは労働災害防止対策を推進し、「働き方改革」による職場環境の改善、さらにICTの活用による安全性・生産性の向上と省力化を進め、建設業を将来の担い手となる若者、さらには女性や高齢労働者達が安心・安全に活躍できる魅力ある産業にしなければなりません。

本年は防災防が掲げる「第8次建設業労働災害防止5カ年計画」の最終年となります。本日の大会を契機として、一人ひとりが安全衛生意識の向上を図り、建設業に従事する方々が労働災害に遭うことがないように

- 店社・作業所の安全衛生管理体制の強化及び「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」等をはじめとする三大災害防止対策の徹底
- リスクアセスメントの確実な実施とニューコスモスの積極的な導入
- 建設現場におけるメンタルヘルス対策の定着と新ヒヤリハット報告の普及に向けた安全衛生対策の推進

を重点施策として、安全衛生活動に積極的に取り組み、建設業に従事するすべての世代が希望や誇りを持ち、家族や社会のために精一杯働くことのできる安全で安心な魅力ある職場環境を実現することを誓います。

令和4年11月11日

第58回京都府建設業労働災害防止大会

安全衛生教育用 DVD 貸出しリスト 兼 申込書

- ・使用料金は、1本 1週間(7日間)の貸出しで、会員 ¥880(税込) 非会員 ¥2,200(税込)です。※複数本も可
- ・原則として貸出し・ご返却の際には、当事務所までお越しください。※レンタル料は前払いとなります。
- ・事前にお電話でご希望DVDの貸出し状況をご確認の上、希望欄に✓印を入れていただき FAX または E-mail にてお申込みください。

事業場名 _____

電話番号 _____

ご担当者 _____

貸出期間 _____ / _____ ~ _____ / _____ まで

	タ イ ト ル	収録時間	希望欄
1	新入社員の安全と健康	22 分	
2	DVDで早わかり 労働安全衛生法	140 分	
3	みんなでリスクアセスメント ～アセスメント徹底演習～	24 分	
4	リスクアセスメントの考え方、進め方	20 分	
5	みんなで取り組むメンタルヘルス	24 分	
6	最新-KYTの進め方～基礎 4 ラウンド研修法～	23 分	
7	危険予知活動のめざすもの ～ヒューマンエラー事故をなくそう～	18 分	
8	誰もが危険 熱中症の新常識	22 分	
9	自転車通勤を安全に	20 分	
10	転倒災害はこうして防ぐ～転ばぬ先の安全の知恵～	17 分	
11	たかが脚立!?されど脚立!?	19 分	
12	「はさまれ・巻き込まれ」災害はなくせる ～みんなで摘みとろう危険の芽～	18 分	
13	働く人の腰痛予防	18 分	
14	「どんな危険がひそんでいるか」徹底訓練	27 分	
15	みえない空気 酸欠等の災害を防ぐ	20 分	
16	有機溶剤中毒を防ぐ	20 分	
17	プレス金型交換作業を安全に	28 分	
18	クレーン玉掛作業と安全	18 分	
19	RST講座 職長教育映像教材集 VOL.1	89 分	
20	RST講座 職長教育映像教材集 VOL.2	87 分	
21	RST講座 職長教育映像教材集 VOL.3	68 分	
22	コントロール・バンディングの進め方	17 分	
23	電気取扱い作業の安全～低圧電気の基礎知識～	18 分	
24	転倒予防体操～滑り・つまずき・踏み外しを防ぐ～	24 分	
25	交通災害ゼロを目指して～交通KYでゼロ災運転を～	16 分	
26	腰痛その予防と対処法	20 分	
27	知っていますか安全配慮義務	26 分	
28	フルハーネス型安全帯（墜落制止用器具）の正しい使い方	10 分	
29	職場のハラスメント再点検 あなたの理解で大丈夫ですか? (第1巻) 【パワーハラスメント編】	27 分	
30	職場のハラスメント再点検 あなたの理解で大丈夫ですか? (第2巻) 【セクシャルハラスメント編】	25 分	

公益社団法人 京都労働基準協会 京都下支部

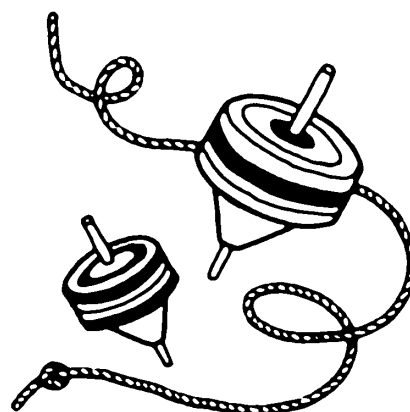
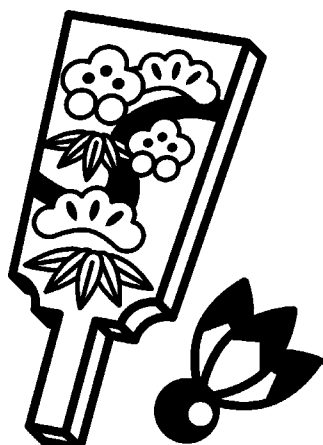
FAX 353-3530

E-mail: shimo-jimu@kyoukiren.or.jp

金 属 機 械 部 会

新年おめでとうございます

ダイハツ工業株式会社 本社(池田)・京都(大山崎)工場(京都地区) 工場長 福 嶋 洋 〒618-0081 京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字北細池1 TEL 9 5 6 - 1 1 4 1 (代)	オープン工業株式会社 代表取締役 小笠原 康 夫 〒601-8205 京 都 市 南 区 久 世 殿 城 町 5 6 3 TEL 9 2 1 - 7 3 6 6 (代)
NTEC 株式会社 日本サーモエナー 京都工場長 難 波 伸 二 〒601-8205 京都市南区久世殿城町600番地の1 TEL (075) 9 3 5 - 2 5 0 0 (直通)	三菱ロジスネクスト株式会社 取締役社長 間 野 裕 一 〒617-8585 京都府長岡京市東神足2丁目1番1号 TEL 0 7 5 - 9 5 1 - 7 1 7 1
株式会社 椿本チエイン長岡京工場 長岡京工場長 前 田 隆 雄 〒617-0833 長岡京市神足暮角1番地1 TEL (075) 9 5 6 - 0 2 0 0	メテック株式会社 代表取締役 北 村 隆 幸 〒601-8133 京都市南区上鳥羽藁田町32 TEL 6 6 1 - 4 9 0 0 (代) 2022年8月20日より京都市の区画整理により地番変更しました。
株式会社 カシフジ 取締役社長 檜 藤 達 郎 〒601-8131 京 都 市 南 区 上 鳥 羽 鴨 田 2 8 TEL 6 9 1 - 9 1 7 1 (代)	三 谷 伸 銅 株 式 会 社 代表取締役社長 神 林 浩 一 〒601-8128 京都市南区上鳥羽大柳町1番地1 TEL 6 8 1 - 3 3 3 1 (代)
	福田金属箔粉工業株式会社 代表取締役社長 園 田 修 三 〒607-8305 京都市山科区西野山中臣町20番地 TEL 5 8 1 - 2 1 6 1 (代)



電 器 部 会

新年おめでとうございます



株式会社 GSYUASA

代表取締役社長 村 尾 修

〒601-8520 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1

TEL 312-1211 (代表)

株式会社 砂 崎 製 作 所

代表取締役社長 砂 崎 達 哉

〒607-8028 京都市山科区四ノ宮岩久保町11

TEL 581-1151 (代)

FAX 581-1126

株式会社 村 田 製 作 所

代表取締役社長 中 島 規 巨

〒617-8555 京都府長岡京市東神足1丁目10番1号

TEL 075-951-9111

株式会社 堀 場 製 作 所

代表取締役社長 足 立 正 之

〒601-8510 京都市南区吉祥院宮の東町2番地

TEL (075)325-5006 (直)

株式会社 藤 井 合 金 製 作 所

取締役社長 藤 井 康 孝

〒601-8125 京都市南区上鳥羽花名18番地1

TEL 681-4581

三菱電機株式会社 京都事務所

事務所長 佐久間 徹

〒617-8550 京都府長岡京市馬場園所1番地



トクデン株式会社

代表取締役社長 北野 嘉秀

〒607-8345 京都市山科区西野離宮町40番地

TEL 581-2111 (代表)

<https://www.tokuden.com>

日本電気化学株式会社

代表取締役社長 小 林 剛 一

〒607-8356 京都市山科区西野後藤18

TEL 591-0380



化学・紙・印刷部会

新年おめでとうございます

積水化学工業株式会社 京都研究所 所 長 出 口 好 希 〒601-8105 京都市南区上鳥羽上調子町2番地の2 TEL (075) 662-8541	株式会社 松 風 代表取締役社長 高 見 哲 夫 〒605-0983 京都市東山区福稲上高松町11番地 TEL 561-1112 (代)
三 洋 化 成 工 業 株 式 会 社 代表取締役社長 樋 口 章 憲 〒605-0995 京都市東山区一橋野本町11の1 TEL 541-4311	佐々木化学薬品株式会社 代表取締役 佐々木 智 一 〒607-8225 京都市山科区勧修寺西北出町10 TEL 581-9141
日本プラスチック製砥株式会社 代表取締役社長 福 田 祥 司 〒618-0071 京都府乙訓郡大山崎町大山崎龍光14-1 TEL 956-1111 (代)	 日本新薬株式会社 代表取締役会長 前 川 重 信 代表取締役社長 中 井 亨 〒601-8550 京都市南区吉祥院西ノ庄門口町14 TEL 075-321-1111
 日東薬品工業株式会社 代表取締役 北 尾 浩 平 〒617-0006 京都府向日市上植野町南開35-3 TEL (075) 921-5344(代)	三菱製紙株式会社 京都工場 工場長 徳 永 幸 雄 〒617-8666 京都府長岡京市開田一丁目六番六号 TEL 075-951-1181(代)
レンゴー株式会社 新京都事業所 事業所長 小 倉 則 夫 〒617-0836 長岡京市勝竜寺八反田1 TEL 954-2121	森 紙 業 株 式 会 社 代表取締役 北 村 正 〒601-8441 京都市南区西九条南田町61番地 TEL 681-2111 (代)
 株式会社 松井色素化学工業所 代表取締役社長 安 田 善 行 本 社／〒607-8466 京都市山科区上花山桜谷64 TEL 075-594-5613 http://www.msc-color.co.jp 京都工場／〒607-8345 京都市山科区西野離宮町29 TEL 075-595-5522	 第一工業製薬 代表取締役会長 坂本 隆司 〒601-8391 京都市南区吉祥院大河原町 5 ☎ (075) 323-5911 FAX (075) 326-7356 www.dks-web.co.jp

建設部会

新年おめでとうございます

 **水野建設株式会社**
MIZUNO 代表取締役社長 水野 祥司
 〒600-8894 京都市下京区西七条市部町77番地
 TEL: 075-312-0431

森本配管株式会社

代表取締役 森本 稔
 〒600-8806 京都市下京区中堂寺壬生川町8-6
 TEL 341-6251 (代)

 **株式会社 田中工務店**
 代表取締役 田中 勝久
 〒601-8173 京都市南区上鳥羽八王神町5番地
 TEL 681-9556
<http://www.tanaka-toba.co.jp/>

株式会社 きんでん 京都支店

常務執行役員 辻 嘉明
 京都支店長
 〒601-8560 京都市南区西九条西柳ノ内町8番地
 TEL 634-6500 (代)

 **株式会社 安井空工務店**
 代表取締役 安井 洋
 〒617-0006 京都府向日市上植野町馬立2番地4
 TEL 933-0012
<https://www.yasuimoku.co.jp/>

建物解体工事

 **(株) うえむらくみ 上お組**
 〈本社〉京都市下京区東中筋通六条上る462-1 〈北営業所〉京都市北区上賀茂十三石山138
 TEL(075) 343-3333 (代) TEL(075) 494-0001
 FAX(075) 361-8888 FAX(075) 494-5555

一般部会

新年おめでとうございます

救急告示病院・地域医療支援病院・臨床研修指定病院・開放型病院・
 日本医療機能評価機構認定病院・外国人患者受入れ医療機関認証(JMIP)
医療法人財団 武田病院
康生会
24時間・365日 救急・急患対応しています
 《内科・外科・循環器内科・心臓血管外科・脳神経外科・小児科(小児輪番時のみ)》
 〒600-8558 京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841-5
 TEL 075-361-1351 (JR京都駅前・中央郵便局西隣)

タキイ種苗株式会社

代表取締役社長 瀧井 傳一
 〒600-8243 京都市下京区梅小路
 TEL 365-0123 (大代表)

日本板硝子株式会社京都事業所

事業所長 堀内 明
 〒601-8206 京都市南区久世大藪町469番地
 TEL 934-8218

 **KEIHAN**
 京阪ホテルズ&リゾート

京阪ホテルズ&リゾート株式会社
 代表取締役社長 福地利彦
 〒600-8216 京都市下京区東洞院通二条下ル長堀小路町680番地
 TEL: 075-361-3225

サントリー株式会社京都ビール工場

工場長 小銀 明
 〒617-8530 京都府長岡京市調子3丁目1番1号
 TEL 951-4151

宝酒造株式会社

代表取締役社長 村田 謙二
 〒600-8688 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20
 (四条烏丸FTスクエア)
 TEL 241-5116 (ダイヤルイン)

運輸倉庫部会

新年おめでとうございます

株式会社 中央倉庫

代表取締役社長 木村 正和
執行役員

〒600-8843 京都市下京区朱雀内畑町41番地
TEL 313-6151



日本通運株式会社京都支店

支店長 岡本 俊一

〒600-8214
京都市下京区東塩小路高倉町2番1
(京都ケイズビル2階・3階)
TEL 075(606)1102

谷川運輸倉庫株式会社 京滋事業部

代表取締役社長 谷川 隆史

本社 〒530-0005 大阪市北区中之島6-2-401中之島インテス16階
〒601-8177 京都市南区上鳥羽馬廻り15-1
TEL 681-0761

京都通運株式会社

代表取締役社長 高田 康裕

〒600-8266 京都市下京区大宮通七条下る上之町438番地
TEL 371-9101 (代)

タクシー部会

新年おめでとうございます

洛東タクシー株式会社 ホテルハイヤー株式会社

代表取締役 杉崎 由佳

〒607-8345 京都市山科区西野離宮町36番地の4
TEL 581-1138 (代)
594-1661 (代)

彌榮自動車株式会社

取締役社長 糸田 佳幸

〒600-8802 京都市下京区中堂寺櫛笥町1
TEL 841-6261 (代)

帝産京都自動車株式会社

代表取締役社長 難波 潔

〒601-8103 京都市南区上鳥羽仏現寺町1
TEL 691-8161

洛陽交運株式会社

取締役社長 糸田 昌宏

〒601-8444 京都市南区西九条森本町65番地
TEL 691-8101
配車専用 842-1212
(ヤサカグループ無線)

商 業 部 会

新年おめでとうございます

株式会社 ロマンズ小杉

代表取締役 小 杉 源一郎

〒600-8422 京都市下京区室町通仏光寺上る白楽天町517
TEL 075-341-3111(大代)

大將軍商事株式会社

代表取締役 新 井 一 樹

〒600-8381 京都市下京区黒門通り四条下ル下り松町146
TEL 801-1521(代)



頭取 土井 伸宏

〒600-8652 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
TEL 075-361-2211(代表)

濱風アート株式会社

代表取締役 濱 風 勝

〒601-8114 京都市南区上烏羽南針立町38番地
TEL 075-661-9020

ジーク株式会社

取締役社長 湯 浅 圭 一

〒601-8317 京都市南区吉祥院新田式ノ段町33番地
TEL 681-0511

株式会社近鉄・都ホテルズ ウェスティン都ホテル京都

取締役総支配人 榎 垣 真 弓

〒605-0052 京都市東山区栗田口華頂町一番地(三条けあげ)
TEL 771-7111

株式会社 藤 井 大 丸

取締役社長 藤 井 健 志

〒600-8031 京都市下京区寺町通四条下ル貞安前之町605番地
TEL 221-8181

株式会社 大丸松坂屋百貨店

執行役員 宮 嵯 久 朗
大丸京都店長

〒600-8511 京都市下京区四条高倉西入
TEL 211-8111



理事長 榎 田 隆 之

京都市下京区四条通柳馬場東入 TEL(075)211-2111

株式会社 ワコールホールディングス

代表取締役社長 安 原 弘 展

〒601-8530 京都市南区吉祥院中島町29
TEL 682-5111



理事長 白 波 瀬 誠

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷針町91番地
☎075(223)2525 FAX 0120-201-580(フリーダイヤル)

東レコーテックス株式会社

代表取締役社長 鈴 木 一 弘

〒601-8324 京都市南区吉祥院落合町一五番地
TEL 691-5191(代)

四条繁栄会商店街振興組合

理事長 野 村 清 孝

〒600-8005 京都市下京区四条通麴屋町西入立売東町24
TEL (075)221-2408

安全靴 ユニフォーム 安全衛生保護具

M
ミドリ安全
ミドリ安全株式会社
京都支店

支店長 島 畑 雄一郎
〒615-8081 京都市西京区桂池尻町112番地
TEL 075-394-3071

マルコーメール便

- ☆メール便の配達
- ☆発送物の仕分・封入
- ☆車両の貸切
- ☆引越作業

配送に関することならなんでもご相談下さい！



株式会社 ウィングス マルコー

京都市上京区千本下立売下ル東入ル小山町908-10

フリーダイヤル ☎ 0120-050-240

TEL075-822-3441 FAX075-822-3538



修美社

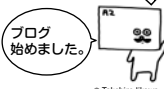
omoshiro print
syubisya

H-UV オフセット 4色印刷機を導入して印刷の世界がますます広がりました！

<http://www.syubisya.co.jp>

検索

〒604-8492 京都市中京区西ノ京右馬寮町2-7
TEL:075-841-3432 FAX:075-812-5345



京都下労働基準監督署

署 長 田 中 淳 史

副 署 長 菅 野 将 行

副 署 長 川 崎 慶 介

第一方面主任監督官 芦 田 知 子

第二方面主任監督官 株 本 直

第三方面主任監督官 大 上 一 正

第四方面主任監督官 國 枝 雅 史

安全衛生課長 山 田 浩 二

労災第一課長 吉 田 法 義

労災第二課長 藤 原 美 佳

業務課長(命)補償課長 向 山 利 佳

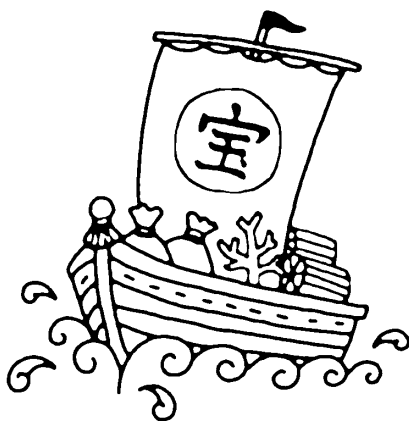
職 員 一 同

〒600-8009

京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101

アーバンネット四条烏丸ビル5階

TEL 075-254-3195(代)



ご広告掲載を頂いた会員並びに各位には大変有難うございました。次号もよろしくお願いします。

Standard of the Next

物流の未来を支える、「当たり前」としての存在へ



ニチユ バッテリーフォークリフト

ALESIS

バッテリー式フォークリフト[カウンターバランスタイプ] アレシス

www.logisnext.com

Logisnext

三菱ロジスネクスト株式会社

〒617-8585 京都府長岡京市東神足2-1-1 TEL.075-956-8688

新しい
生きるを、
創る。



独自技術で難病に挑み、
ひとりの「生きる」に希望をとどける。
ユニークな機能性食品で、
みんなの「生きる」を健やかにする。
新しい時代の、新しい生きるを、
わたしたちは、創っていく。

健康未来、創ります
日本新薬

これが、
私の新しい日本酒。

お米うまれの
やさしい甘み、
ほどよい酸味。



松竹梅白毫蔵

零
mio

スパークリング清酒

5年



浅田真央さんが零の魅力を動画でご紹介!

MIO×MAO チャンネル

お酒

お酒は20歳を過ぎてから。宝酒造株式会社

公益社団法人

京都労働基準協会 京都下支部

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| 支 部 長 | (株)京都銀行 |
| 副支部長 | 関西電力送配電(株)京都支社 |
| " | 日本板硝子(株)京都事業所 |
| " | (株)中央倉庫 |
| 会計監査 | タキイ種苗(株) |
| " | 日東薬品工業(株) |
| 金属機械部会長 | ダイハツ工業(株)本社(池田)
京都(大山崎)工場(京都地区) |
| 電 器 部 会 長 | (株)GSユアサ |
| 化学紙印刷部会長 | 日本新薬(株) |
| 一 般 部 会 長 | 日本板硝子(株)京都事業所 |
| 建 設 部 会 長 | 水野建設(株) |
| タクシー部会長 | 彌榮自動車(株) |
| 運輸倉庫部会長 | 日本通運(株)京都支店 |
| 商 業 部 会 長 | 京都中央信用金庫 |
| 他 役 員 一 同 | |

事務局 尾本 幸三郎・北島 多佳子

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東函谷鉾町78番地
京都経済センター4階

TEL 353-3523 FAX 353-3530

E-mail : shimo-jimu@kyoukiren.or.jp

URL : <http://www.kyoukiren.or.jp/hp/shimo.htm>



つくろう。
電池で、未来を。

ロケット画像 ©JAXA

株式会社 GSユアサ
www.gs-yuasa.com/

電池の技術革新で社会に貢献してきた、GSユアサ。
これからも革新的な蓄電技術で、人類の可能性と夢を拓け、
持続可能な世界をつくるための価値創造を続けます。

GS YUASA
Creating the Future of Energy

安全で快適な職場づくりに

安全衛生教育用のテキスト 各種図書・用品・ポスター

をご利用ください！

ご注文は公益社団法人 京都労働基準協会 京都下支部まで

TEL 075-353-3523 FAX 075-353-3530

E メール : shimo-jimu@kyoukiren.or.jp

URL : <http://www.kyoukiren.or.jp/hp/shimo.htm>